



米子市芸術文化振興緊急支援事業



2020.5.8 文化振興課



新型コロナウイルス感染症の影響で活動の自粛を余儀なくされているプロのアーティスト、クリエイター等の活動支援と、市民の在宅での芸術文化に触れられる機会の創出を図るため、文化施設の指定管理者である米子市文化財団と本市が連携し、下記のとおり実施する。

事業の目的

新型コロナウイルス感染症対策の実施に伴い、活動の自粛を余儀なくされているプロのアーティスト、クリエイター等が、インターネット等を活用して自らの公演や作品公開のための収録、配信等を行う際の場所を提供するとともに、市民が、在宅で芸術文化に触れられる機会を提供することによって、本市における芸術文化の振興に資することを目的とする。

対象者

新型コロナウイルス感染症対策の実施に伴い、活動の自粛を余儀なくされているプロのアーティスト、クリエイター等で、次の要件を満たす個人またはグループ。

1. 音楽、演劇、舞踊、美術、伝統芸能等芸術文化の分野で、現在、プロフェッショナル（主に芸術文化活動に係る収入により生計を維持している個人またはグループで、不特定多数の観客に対し対価を得て公演、展示等を行う者）として活動を行っていること。
2. 米子市に居住し、米子市及び周辺地域を主な活動拠点にしていること。

支援内容

1. 対象者が自らの公演や作品公開のための収録、配信を行うため、米子市文化ホールなど文化施設の別途指定する部屋、スペースなどを一般利用に支障のない範囲で、無償で提供する。
2. 対象者1組につき、1回4時間以内、週1回程度の利用を上限とする。
3. 対象者は施設ごとの利用条件等を遵守し、収録、配信を行うために必要な機器等を用意すること。
4. 実施期間は当面6月30日までとする。ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等により変更する場合がある。